

第19回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和8年3月18日

開 会 中

場 所 議 会 運 営 委 員 会 室

第 19 回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和8年3月18日(水曜日)

午前9時10分開議

午前9時22分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 知事提出追号議案(第101号及び第102号)について
- 2 議員提出議案(第1号)について
- 3 議員派遣について
- 4 指定都市都道府県調整会議(熊本県・熊本市調整会議)の構成員の選挙について
- 5 常任委員及び議会運営委員の改選並びに特別委員の所属変更及び選任について
- 6 本日の議事次第について
- 7 議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について
- 8 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について
- 9 その他
 - (1)議会運営委員会の理事について
 - (2)その他

出席委員(12人)

委員長 高木 健次
副委員長 橋口 海平
委員 前川 收
委員 藤川 隆夫
委員 城下 広作
委員 松田 三郎
委員 吉永 和世
委員 池田 和貴
委員 溝口 幸治
委員 坂田 孝志
委員 西 聖一
委員 山口 裕

欠席委員(なし)

議長 高野 洋介
委員外議員(1人)

副議長 緒方 勇二

執行部出席者

総務部長 千田 真寿
総務部総括審議員
兼政策審議監 坂野 定則
首席審議員兼財政課長 元田 啓介
人事課長 寺本 和央
審議員兼財政課課長補佐 林田 昭広
審議員兼財政課課長補佐 黒川 賢一郎

事務局職員出席者

議会事務局長 波村 多門
議会事務局次長
兼総務課長 鈴 和幸
議事課長 下崎 浩一
政務調査課長 坂本 誠也
総務課課長補佐 岩下 洋之
議事課課長補佐 岡部 康夫
政務調査課課長補佐 小崎 博文
総務課主幹 脇山 強
議事課主幹 太田 弘巳
議事課主幹 眞田 美也子
議事課主事 井島 美幸

午前9時10分開議

○高木健次委員長 ただいまから第19回議会運営委員会を開会いたします。

まず、本日、議長及び副議長から、一身上の都合により辞職したい旨の申出がありました。

本日の議題については、議長及び副議長から辞職願が提出された後の内容も加えておりますことを御報告申し上げます。

初めに、議題1、知事提出追号議案について、総務部長から説明をお願いします。

○千田総務部長 おはようございます。

資料1の目録に沿って、本日追加提案いたします議案の概要を御説明します。

第101号、第102号議案とも人事案件で、監査委員の選任についてでございます。

内容は、別冊の議案条例等関係追号2で御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第101号及び3ページの第102号議案は、議員のうちから選任されておりました2名の監査委員、松村秀逸議員、吉田孝平議員が、本日、令和8年3月18日付で退職されますので、新たに、前田憲秀議員、楠本千秋議員を選任することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○高木健次委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、知事提出追号議案については、ただいまの説明のとおり、本日の本会議に上程することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、議員提出議案についてお諮りいたします。

資料2のとおり、本日の本会議に上程することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、議員派遣についてお諮りいたします。

資料3を御覧ください。

この件については、去る2月16日の議会運営委員会理事会において御承認いただいたも

のです。

資料3のとおり、本日の本会議でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙についてお諮りいたします。

指定都市都道府県調整会議に係る議会選出の構成員として、現在、議長が就任されておりますが、本日、議長から、議長辞職と併せて、同会議の構成員の職を辞職したい旨の申出がありました。

つきましては、改めて、知事から構成員の選出依頼がある予定ですので、本日の本会議において、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙を行っていただく必要がございます。

そこで、選挙の方法は、これまでの例に倣い、議長の指名推選によることとし、議会代表者の選出については、本日就任される議長を自ら指名していただくこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題5、常任委員及び議会運営委員の改選並びに特別委員の所属変更及び選任についてお諮りいたします。

資料4-1及び資料4-2を御覧ください。

この案は、各会派等から提出された所属希望調を基に、議長が選任されたものを整理したものです。

常任委員及び議会運営委員については、この案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、特別委員についてですが、資料4-

3を御覧ください。

この案も同様に、議長が所属変更及び選任されたものを整理したものです。

特別委員については、この案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題6、本日の議事次第について議会事務局長から説明をお願いします。

○波村議会事務局長 次第の議題6を御覧ください。

開議の後、各特別委員長の報告があり、質疑となります。

次に、去る2月16日の議会運営委員会で決定いただきましたとおり、特別委員会の付託調査事件の変更の件が諮られます。

次に、各常任委員長の報告があり、質疑、討論、議決となります。

なお、幸村議員から、議案第46号についての反対討論が、高井議員から、議案第46号及び第94号についての反対討論がそれぞれ通告されております。

次に、閉会中の継続審査の件が諮られます。

なお、特別委員会につきましては、資料5、特別委員会付託調査事件変更一覧表の変更後の欄に記載の付託調査事件を、閉会中の継続審査事件としてお諮りすることになります。

次に、一般質問最終日の3月9日に上程のありました知事提出議案第100号に対する質疑、討論、議決となります。

なお、質疑、討論の通告はございません。

次に、追号の知事提出議案第101号の上程があり、質疑、討論、議決となります。

なお、質疑、討論の通告はございません。

次に、追号の知事提出議案第102号の上程があり、質疑、討論、議決となります。

なお、質疑、討論の通告はございません。

また、議案第101号及び第102号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、第101号は前田憲秀議員、第102号は楠本議員の除斥が必要となります。

次に、議員提出議案第1号の上程があり、質疑、討論、議決となります。

なお、質疑、討論の通告はございません。

次に、議員派遣の件が諮られます。

なお、ここで昼食のため休憩となります。

再開後、本日の委員会冒頭に委員長から報告がございましたが、議長及び副議長から辞職願が提出された後、議長辞職の件をお諮りし、辞職が許可されました場合は、引き続き、議長選挙がございます。

次に、副議長辞職の件をお諮りし、辞職が許可されました場合は、引き続き、副議長選挙がございます。

次に、常任委員の改選及び議会運営委員の改選が諮られます。

次に、特別委員辞任の件、常任委員辞任の件が諮られます。

次に、特別委員の所属変更及び選任の件が諮られます。

次に、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙がございます。

その後、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため、休憩となります。

再開後、正副委員長互選結果の報告があり、最後に、閉会宣告、議長挨拶となります。

説明は以上でございます。

○高木健次委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、本日の議事次第については、ただいまの説明のとおりとし

てよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、本日の本会議において、投票が予定されておりますが、岩下議員から、車椅子を使用し自分で投票したいので、演壇までの移動について事務局職員に介助願いたいとの申出がっておりますので、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題7、議会運営委員会の閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

次第の議題7に記載のとおり、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題8、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局次長から説明をお願いします。

○鈴議会事務局次長 それでは、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定について御説明いたします。

資料6を御覧ください。

1ページは、規程(案)でございますので、2ページの規程案の概要で御説明いたします。

まず、1、規程の名称は、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程でございます。

次に、2、制定改廃の趣旨といたしましては、介護保険法の一部改正に伴い、関係規程

を整理する必要があるございます。

次に、3、内容でございますが、介護保険法において被保険者番号等が定義されることに伴い、被保険者番号等の引用条文の修正を行いたいと考えております。

また、施行期日でございますが、令和8年4月1日から施行することとしております。

なお、3ページに改正(案)の新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高木健次委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題9、その他に入ります。

まず、(1)議会運営委員会の理事についてお諮りいたします。

本日、議会運営委員の改選が行われ、その後、正副委員長互選のため、第1回議会運営委員会が開催されますが、その委員会で理事を決定していただきたいと思っております。

議会運営委員会に係る申合せで、理事会は、正副委員長及び理事で構成し、理事は、自由民主党4名、立憲民主連合1名、公明党1名の計6名とするとされておりますので、理事については、今回も申合せのとおりとすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、自由民主党におかれましては、

本日開催されます第1回議会運営委員会で、理事の推薦をよろしくお願いいたします。

次に、(2)その他で、委員の皆様から何かありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 なければ以上で本日の議題は全て終了しました。

それでは、本日も本会議を10時に開会できますよう、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、第19回議会運営委員会を閉会いたします。

午前9時22分閉会

○高木健次委員長 なお、今回が任期満了に伴い最後の委員会になりますので、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

この1年間で、議会運営委員会を19回、また、理事会を7回開催するなど、議会運営に関する重要な案件について審議を行ってまいりました。

委員各位並びに執行部の皆様の御協力と御尽力に深く感謝いたしますとともに、心から厚く御礼申し上げます。

さて、木村県政の2年目を迎えた今年度を振り返ってみますと、お出かけ知事室の開催や食のみやこ熊本県の創造などの取組に加え、空港アクセス鉄道整備に係るJR九州との合意や、長年の懸案であった県有スポーツ施設整備についての方向性が示されるなど、木村知事が掲げられるくまもと新時代をさらに感じられる1年ではなかったかと思えます。

一方で、令和7年8月豪雨からの復旧、復興や、半導体関連産業のさらなる集積に伴う周辺の渋滞対策や地下水保全をはじめとする県民の不安の解消など、県政の様々な課題に対し、厳しい財政状況の中、議会と執行部が一丸となって取り組んでいく必要があると考えておりますので、新委員長の下、引き続き、重要な案件の審議をよろしく願いした

いと思います。

そういった中で、千田総務部長、波村議会議務局長、下崎議事課長におかれましては、今年度をもって役職定年とされると伺っております。これまで長く県行政に携わってこられた豊富な経験と知識を大いに生かされ、今後とも県政発展のためにお力添えを賜りますとともに、新たなステージでのなお一層の御活躍をお祈り申し上げ、本当にお疲れさまでした。

結びに、委員各位並びに執行部の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

続きまして、副委員長のほうからも一言お願いします。

○橋口海平副委員長 この1年間、高木委員長をはじめ、先輩委員の皆様方には御指導、御鞭撻のほどありがとうございました。引き続き精進してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○高木健次委員長 それでは、以上になります。

午前9時25分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長